

# 東海市地域強靱化計画

## - 概要版 -

### 1. 計画の策定趣旨

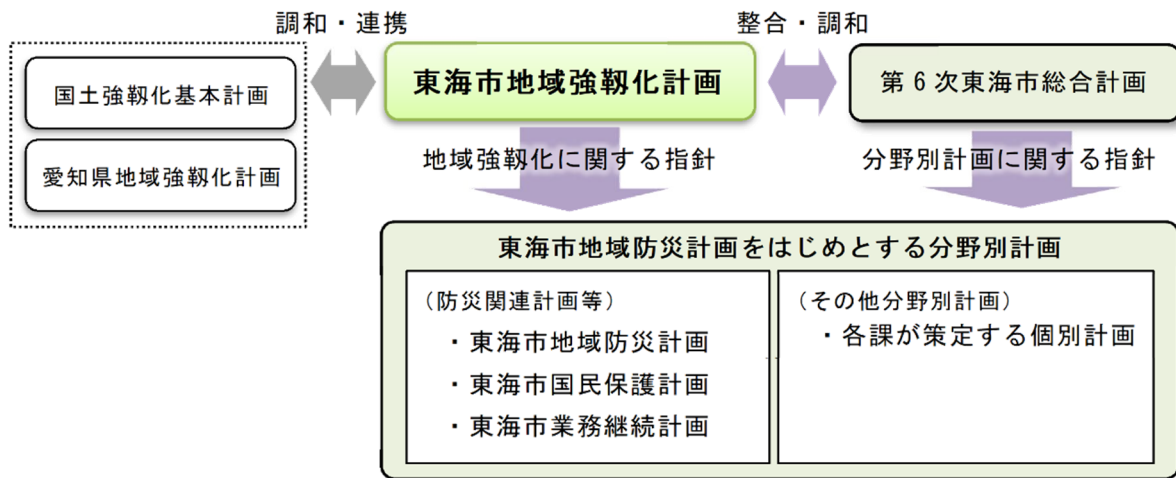
平成 25 年(2013 年)12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下、「基本法」という。)」が公布・施行され、平成 26 年(2014 年)には基本法に基づき、国土強靱化に関する国のほかの計画等の指針となる「国土強靱化基本計画(以下、「基本計画」という。)」が策定された。

愛知県においても、南海トラフ地震をはじめとする大規模な自然災害から人命・財産と県民生活及び地域産業を守るとともに、社会経済活動の確実な維持等を図ることを目的として、平成 28 年(2016 年)3月に「愛知県地域強靱化計画(以下、「県地域計画」という。)」が策定され、令和2年(2020 年)3月に改訂されている。

そこで、本市においても、「基本計画」や「県地域計画」との調和を図りながら国や県内市町村等関係者相互連携のもと、大規模な自然災害が起こった際に、機能不全に陥ることなく、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくり上げるため、強靱化に関する指針となる「東海市地域強靱化計画」を策定するものである。

### 2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、基本計画との調和や県地域計画との調和・連携を図る。加えて、「第6次東海市総合計画」との整合・調和を図るとともに、「東海市地域防災計画」をはじめとする様々な分野別計画の指針となるものである。また、令和5年度(2023 年度)までの期間に取り組むべき施策の方向性を示し、「第6次東海市総合計画」の効果を最大限に発揮させることができるよう留意する。



### 3. 東海市の地域特性

本計画の策定にあたっては、本市の地域特性や災害リスクについて整理した上で、基本目標や推進方針等について検討する。

- (1)地域特性 :①地勢、②気候、③人口動向、④産業
- (2)想定するリスク :①過去の災害、②南海トラフ地震想定、③高潮浸水想定

### 4. 強靱化の基本目標

基本計画や県地域計画に掲げられた基本目標を踏まえ、本計画の強靱化の基本目標を以下のとおり設定する。

- (1) 市民の生命を最大限守る
- (2) 地域及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

### 5. 強靱化を進める上での留意事項

強靱化の基本目標の達成に向け、基本計画や県地域計画に掲げられている基本的な方針を踏まえ、本計画では以下の事項に留意しながら取り組むこととする。

- (1) 強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証
- (2) 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って取り組む
- (3) ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせ、総合的に取り組む
- (4) 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に配慮する

### 6. 脆弱性評価と強靱化の推進方針

#### (1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

東海市の強靱化に向けて必要な事項を明らかにするため、想定するリスクと地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。さらに、各目標を達成するために検討すべき課題として、41の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定する。(※リスクシナリオは裏面参照)

#### (2) 施策分野(個別施策分野と横断的分野)の設定

(1)で設定した個々のリスクシナリオに対する施策に漏れないようにするため、県地域計画を踏まえ、11の個別施策分野と5の横断的分野を設定する。(※右表参照)

施策分野	
個別施策分野	1 行政機能／警察・消防等
	2 住宅・都市
	3 保健医療・福祉
	4 エネルギー
	5 情報通信
	6 産業・経済
	7 交通・物流
	8 農林水産
	9 地域保全
	10 環境
	11 土地利用
横断的分野	1 リスクコミュニケーション
	2 人材育成
	3 老朽化対策
	4 研究開発
	5 産学官民・広域連携

#### (3) 脆弱性評価結果

脆弱性評価は、県地域計画に示されている脆弱性評価の実施手順を参考に実施し、評価結果は「リスクシナリオごと」と「施策分野ごと」に整理する。

#### (4) 推進方針の整理

上記をもとに大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を実施し、その結果に基づき、強靱化施策の推進方針を定める。(※推進方針は裏面参照)

### 7. 計画推進の方策

本市の強靱化施策を着実に推進するため、PDCA サイクルを通じて、不断の点検・改善を行う。

- ①計画の推進体制 全部局横断的な体制のもと、市民・民間事業者をはじめ様々な関係機関との連携を図りながら計画を推進する。
- ②計画の進捗管理 毎年度、アクションプランに整理した重要業績指標等を用いて、各施策の進捗状況を把握する。
- ③計画の見直し 総合計画の策定に併せて見直しを行うこととする。なお、社会情勢の変化や施策の進捗状況等に応じて見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを検討する。

■強靱化施策の推進方針(リスクシナリオごと)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	推進方針(一部抜粋)
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	▶市街地整備関連事業による災害に強いまちづくりの推進 ▶耐震化の啓発や耐震診断・改修費の補助の推進 ▶交通施設の耐震化や構造安全性の確保
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	▶火災に強いまちづくりの推進 ▶官民連携による、密集市街地の計画的な解消
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	▶避難場所の確保や避難誘導灯・避難案内看板等の整備 ▶ハード対策・ソフト対策を組み合わせた津波防災地域づくりの推進
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な豪雨や高潮等の浸水による多数の死傷者の発生	▶雨水貯留浸透施設等の整備やハザードマップの作成、情報伝達体制の強化等ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進
	1-5 大規模な土砂災害等による死傷者の発生	▶盛土造成地の基礎調査等ハード対策・ソフト対策を組み合わせた土砂災害対策の推進
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	▶自主防災組織や企業、家庭での備蓄の促進 ▶緊急輸送道路の防災性を考慮した整備の推進 ▶物資調達、支援体制の構築
	2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	▶応援部隊等の活動拠点の確保と受援計画の策定 ▶自主防災組織の活動を通じた市民の防災意識の向上
	2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	▶帰宅困難者等支援対策の推進
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	▶医療救護活動に関する協定等による連携強化や応援医療チームの受援体制の強化 ▶医療及び支援物資物流を確保する道路整備や体制強化
	2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生	▶衛生管理に必要な備蓄の整備や訓練の実施等、避難所での感染拡大防止対策の推進
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	▶資機材の準備や建物改修等による避難所の防災機能強化 ▶県、近隣市町、民間と連携した避難施設の不足対策の検討
3. 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱	▶信号機や道路照明、道路情報版の停電対策の推進 ▶非常用電源設備や装備資機材等の充実強化 ▶治安確保に必要な体制の確保
	3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	▶協定締結や受援計画策定等による受援体制の整備推進 ▶防災拠点となる公共施設の耐震化や水害対策等の推進
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	▶情報通信手段の多重化及び耐災害性の強化 ▶電力供給ネットワークの災害対応能力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入の推進
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	▶放送設備の多重化及び放送局の洪水対策等の推進
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	▶定期訓練の実施や災害時対応マニュアルの見直し ▶避難の遅れを防ぐタイムラインの更新と体制整備 ▶災害情報に係る通信手段の多重化及び市民への周知
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	▶企業BCPの策定支援と普及活動の推進 ▶物流施設・ルートの耐災害性を向上する施策の推進
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	▶燃料供給ルート確保に向けた施設及び体制の整備
	5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	▶コンビナート設備等の耐震化や護岸の強化等の津波対策の促進
	5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	▶緊急輸送道路や幹線道路の整備及び防災対策の推進 ▶港湾施設の耐震・耐波性能の強化や津波・高潮対策の推進
	5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態	▶金融機関BCPの実効性を維持・向上する対策の継続実施

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	推進方針(一部抜粋)
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-6 食料等の安定供給の停滞	▶食品産業事業者等と自治体の連携・協力体制の強化 ▶農畜産物関連施設の耐災害性及び体制強化の促進
	5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	▶広域的な応援体制の整備 ▶雨水や再生水等の有効活用の普及・推進
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	▶関係機関と事業者の間での連携体制の構築 ▶燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策の推進
	6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止	▶老朽化が進行している水道管の計画的な更新 ▶他自治体、民間事業者等との協力体制の構築
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	▶施設の計画的な改築・更新や浸水対策の推進
	6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	▶市全域の道路体系の計画的な整備 ▶海上・航空輸送ネットワーク確保に係る体制整備
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	▶防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の火災による多数の死傷者の発生	▶密集市街地解消・延焼防止等に向けた取り組みの推進 ▶警察、消防等の体制・資機材の充実・強化及び通信基盤・施設の堅牢化・高度化等の推進
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	▶石油コンビナート等の防災計画の見直し ▶特定事業所における自衛消防組織の体制強化 ▶水門、排水機場等の耐震対策の推進
	7-3 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊に伴う陥没による交通麻痺	▶通行障害建築物の耐震化の啓発や補助等の対策推進 ▶沿道区域の土地管理者への適切な管理の促進
	7-4 排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	▶農業用排水施設の改修・統廃合・耐震化・整備の推進 ▶ハード対策・ソフト対策を組み合わせた、ため池の耐震対策の推進
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出	▶事業者に対する防災訓練や防除設備の耐震補強の周知
	7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	▶農業水利施設等の耐震化の推進 ▶自立的に農地・農業水利施設等の復旧を行う体制の整備
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	▶ごみ焼却施設の計画的更新 ▶広域的な廃棄物処理の体制整備 ▶災害廃棄物処理計画の実行性の向上
	8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	▶復旧・復興を担う人材の育成等 ▶事前復興、復興方針・体制づくりの推進 ▶災害ボランティアの円滑な受け入れ体制の構築
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	▶河川・海岸の堤防、水門、雨水ポンプ場、排水機場等の耐震化、老朽化対策の推進
	8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ	▶応急仮設住宅等の迅速な建設に向けた体制強化
	8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	▶無形民俗文化財や有形文化財の喪失防止に向けた町内会・自治会の活力維持に係る支援の実施
	8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	▶復興体制・手順の検討、模擬訓練の実施 ▶事前復興まちづくりの取り組み等の促進
	8-7 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済への甚大な影響	▶風評被害等に対応する情報発信体制の強化